

～無くそう思い込み、守ろう個性 みんなでつくる、みんなの未来。～

男女共同参画社会を目指して

問い合わせ 市民協働グループ (☎052139)

令和4年時点で、日本の平均寿命は女性87.09歳、男性81.05歳、まさに人生100年時代と言われる今、結婚や家族構成の変化など人生が多様化している一方で、男女間の賃金格差や働き方等の慣行、性別による無意識の思い込み、さまざまな政策や制度等の現実とのギャップも指摘されています。誰もが自分らしく、生きがいを感じて生きていく社会を実現するために『男女共同参画社会』について考えてみましょう。

SDGs 目標5の ポイント!

ジェンダー平等を実現しよう

- ・男女の違いにある不平等や差別をなくすこと。
- ・性別の違いに関わらず、多様な性のあり方を受け入れて誰もが平等に能力を発揮できるようにすること。



男女共同 参画社会とは

男女が性別にかかわらず、対等なパートナーとして、自らの意志により社会のあらゆる分野に参画することができ、男女が均等にさまざまな利益を享受して、共に責任を担うことができ、社会が『男女共同参画社会』です。

このような社会を実現するためには、性別に関する偏見や差別をなくし、一人一人がその個性と能力を十分に発揮できる環境づくりが大切です。

支援の仕組みが 拡充されました

○ドメスティックバイオレンス(DV)防止法

ドメスティックバイオレンス(DV)防止法が改正され、被害者への接近など、これまで殴る蹴るといった身体的DVを禁止する保護命令の対象被害者を拡大し、令和6年4月の施行後は、言葉や態度で相手を追い詰める『精神的D

V』についても、保護命令の対象になります。さらに、保護命令の期間の延長や違反した場合の罰則も強化されました。

〈DV防止法〉主な改正内容

- 保護命令期間
6カ月 → 1年
- 違反した場合の罰則
1年以下の懲役 → 2年以下の懲役
または
100万円以下の罰金 → 200万円以下の罰金

○困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和4年5月『困難な問題を抱える女性への支援に関する法律』(困難女性支援法)が改正され、令和6年4月に施行されることとなりました。

(※)困難な問題を抱える女性の例

- ・DVや性虐待など家族からの暴力
- ・性暴力、性的搾取
- ・離婚
- ・貧困、心身の疾患や障害、居場所の喪失、社会的孤立
- ・予期しない妊娠、中絶
- ・孤立した子育てなど



女性の福祉増進や民間団体との協働、人権の擁護を基本理念に掲げ、国と自治体に、困難な問題を抱える女性(※)への支援に取り組む責務があることを規定するとともに、包括的な援助に当たる『女性相談支援センター』の設置を都道府県に義務付けています。これは、貧困や家庭内暴力(DV)などに直面する女性の自立に向けて、公的支援を強化するということです。

◎育児・介護休業法の主な改正内容

施行日	制度	内容
【1段階目】 令和4年 4月1日	雇用環境整備および個別周知・意向確認の措置の義務化	本人または配偶者の妊娠・出産の申し出をした労働者に対して、事業主は制度の周知および休業の取得意向の確認を個別に行わなければならない
	有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件緩和	『事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者』であることという取得要件を廃止
【2段階目】 令和4年 10月1日	産後パパ育休（出生時育児休業）の創設	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能
	育児休業の分割取得	分割して2回まで取得が可能 ※取得の際にそれぞれ申し出。
【3段階目】 令和5年 4月1日	育児休業等の取得状況の公表の義務化	従業員数1,000人超の企業は、男性の育児休業等の取得の状況を年1回公表することを義務付け

○育児・介護休業法

令和4年4月から出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等が両立できるようにするため、育児・介護休業法の改正が3段階で行われました。

1段階目と2段階目においては全企業が対象ですが、令和5年4月1日に施行された『育児休業の取得の状況の公表の義務付け』については、従業員数が1千人を超える企

男女共同参画に関する国際的動向

○G7ジェンダー平等大臣

会合の開催

令和5年6月、国内で初めて栃木県日光市において開催されたG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣

業が対象となっています。また、公表内容は男性の取得率となっています。

会合では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が女性・女兒に与えた影響や女性の経済的自立などの課題について話し合われ、今後の取組方針を示す『日光声明』が発表されました。

同声明では、ジェンダー平等や女性の地位向上など、全ての女性、女兒、性的少数者の人権と尊厳が尊重される社会の実現に向け、今後も努力を続けることなどが明記されました。

LGBTQなど多様な性について

最近、テレビなどで『LGBT』『LGBTQ』『LGBTQ+』などの言葉を聞いたことはありませんか。

このような言葉は左表の言葉の頭文字から取ったもので、性的マイノリティ（性的少数者）の総称として使われています。多様な性のあり方を受け入れ、誰もが平等に能力を発揮できるようにすることが、SDGs目標5『ジェンダー平等を実現しよう』の達成にもつながります。

L	レズビアン	女性同性愛者
G	ゲイ	男性同性愛者
B	バイセクシャル	両性愛者
T	トランスジェンダー	さまざまな性別不適合、性別違和がある方
Q	クエスチョニング	性的指向や性自認が分からない、決めない方
+	プラス	L・G・B・T・Q以外の方

初回相談無料!

不動産の相続登記・名義変更手続き
会社の設立・役員変更登記・定款作成
過払金返還請求・債務整理・破産手続き

お気軽に
お問い合わせ下さい Tel.(0143)81-2000

ホームページ http://www.etrance-office.com

司法書士法人 エトランジェ 登別事務所
司法書士 黒崎 清

登別市千歳町1-5-3 登別市役所入口踏切近く

北海印刷なら選択肢が広がります。



北海印刷株式会社 Tel.0143-43-2121